

川越市道路位置指定手続要領

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号による道路は、以下の要領に沿って申請手続きを行ってください。

1. 道路位置指定事前協議申請 [毎月 10 日締切]

- ・あらかじめ関係者と調整を行ったうえ、「道路位置指定事前協議申請書」 (12 部) を建築指導課へ提出して下さい。

2. 道路位置指定事前協議完了通知書の交付

- ・道路位置指定連絡協議会 (25 日頃開催) を経て、「事前協議事項確認書」 を交付しますので、申請者 (代理者) はその内容について関係課と協議を行いません。
- ・協議が完了したら、「事前協議事項確認書」 に関係課担当者の押印と完了年月日の記載を受け、協議後の最終図面を添えて建築指導課に提出してください。後日、「道路位置指定事前協議完了通知書」 を交付します。
- ・「道路位置指定事前協議完了通知書」 の交付後に道路築造を行ってください。

3. 道路の築造

- ・接続する道路については、道路法 24 条、32 条の承認を受けた後に着工して下さい。
- ・道路の築造に際して、関係課において中間検査又は完了検査が必要な場合がありますので、適宜連絡を取り合いながら進めてください。

4. 道路の位置の指定申請 (本申請)

- ・道路の築造、分筆手続き完了の後、申請者 (代理者) は必要書類を添えて 「道路位置指定申請書 (様式第 11 号)」 (正・副) を建築指導課へ提出して下さい。
- ・本申請は 「道路位置指定事前協議完了通知書」 発行より 6 ヶ月以内として下さい。
- ・申請者等立会いのもと、建築指導課で現場検査を行います。

5. 道路の位置の指定

- ・道路の位置の指定手続きが完了しましたら、「道路位置指定通知書」 の交付 (申請書副本の返却) を行います。

6. 寄付申請 (※寄付予定の場合)

- ・道路の位置の指定完了後に、建設管理課で申請手続きを行ってください。

附則

昭和 49 年 6 月策定

平成 29 年 4 月改定